

上田長野地域水道事業広域化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 上田長野地域水道事業広域化協議会規約（以下「規約」という。）第 11 条から第 13 条までの規定により、上田長野地域水道事業広域化協議会（以下「協議会」という。）の事務局等に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議運営、庶務、予算、会計に関すること
- （2）幹事会及び運営会議の会議運営、庶務に関すること
- （3）専門部会全体の調整に関すること
- （4）国との連絡調整に関すること
- （5）そのほか、協議会等の運営に関し必要な事項

（職員）

第 3 条 事務局に事務局長、そのほか必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、協議会の会長が任命する。
- 3 事務局長は、事務局の事務を総理する。

（職員の服務等）

第 4 条 職員の服務等については、出身団体の事務従事の規定による。

（運営会議）

第 5 条 運営会議は、事務局と構成団体間の情報共有及び事務局が円滑に事務を遂行するため、必要なサポートを行うことを目的とする。

- 2 運営会議は、事務局と別表 1 の職にある者で構成する。
- 3 運営会議は、事務局が招集し、事務局長が会議を進行する。
- 4 事務局は、必要に応じて専門部会長の出席と部会での調整内容の報告を求めることができる。
- 5 事務局は、会議で調整した内容を幹事会に報告を行うものとする。
- 6 そのほか必要な事項については、事務局長が別に定める。

（専門部会）

第 6 条 専門部会は、規約第 4 条 1 項の各号に掲げる事項を専門的に協議し又は調整することを目的とし、事務局又は運営会議の指示に基づき、構成団体の職員が連携して調査及び検討を行うものとする。

- 2 専門部会は、当該業務を担当する職員の中から構成団体が選出した者で組織する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会内から互選により定める。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長の職務を代理する。
- 6 会議の開催は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。
- 7 専門部会は、必要に応じて、関係するほかの専門部会と合同の会議を開催することができる。
- 8 そのほか必要な事項については、事務局長が別に定める。

（その他）

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

運営会議

団体	役職
(1) 長野市	上下水道局総務課長、水道整備課長
(2) 上田市	上下水道局経営管理課長、上水道課長
(3) 千曲市	建設部上下水道課長
(4) 坂城町	建設課長
(5) 長野県	企業局経営推進課長、水道事業課長